

「国家安全保障会議設置法」

(安全保障会議設置法の一部改正)

◆ 内閣に「国家安全保障会議」を設置

◆ 審議形態の拡充^(注)

- ① 総理、官房長官、外務大臣、防衛大臣による審議
 - ・国家安全保障に関する外交政策・防衛政策の基本方針等を審議。
- ② 総理、官房長官、あらかじめ指定された大臣による審議
 - ・重大緊急事態における重要事項を審議
- ③ 各種事態に際して、総理に建議することが可能。

◆ 会議に資する資料・情報

- ・関係行政機関の長は資料・情報を適時に会議に提供。
- ・会議は関係行政機関の長に、資料等の提供を求めることができる。

◆ 守秘義務の徹底

- ・議長又は議員(それらの経験者含む。)に加え代理出席する副大臣、関係者、事態対処専門委員会委員長にも守秘義務。

◆ 関係者の出席

- ・官房副長官、国家安全保障担当総理補佐官の出席、意見陳述可能。
- ・統幕長等の関係者は議長の許可を得て出席、意見陳述可能。

◆ 幹事の設置

- ・関係行政機関等に幹事を置き、議長及び議員を補佐。

◆ 会議の事務

- ・内閣官房に設置する国家安全保障局が処理。

内閣法等の一部改正

◆ 国家安全保障担当総理補佐官の常設

- ・総理補佐官から国家安全保障担当を指定。

◆ 内閣官房に国家安全保障局を設置

- ・国家安全保障に関する外交・防衛政策の基本方針等に関する事務、会議の事務、これら事務に係る情報の総合整理を所掌。
- ・国家安全保障局長を置き、内閣危機管理監と同格の特別職公務員とする。
- ・国家安全保障局次長を2名置き、内閣官房副長官補を充てる。

公布日施行。ただし、内閣法等の一部改正については公布日から6か月以内の政令で定める日から施行。

(注) これまでの審議(総理、副総理、官房長官、外務大臣、総務大臣、財務大臣、経産大臣、国交大臣、防衛大臣、国家公安委員会委員長)は引き続き維持。